

# 県内の県立学校におけるネットワークの利用に関する要綱

長野県教育委員会

(趣旨)

第1 この要綱は、長野県内の県立学校(県立高等学校及び県立特殊教育諸学校をいう。第4において同じ。)と接続されるインターネット等の広域ネットワーク(以下「ネットワーク」という)の利活用、個人情報の保護等に関し必要な項目を定めるものとする。

(ネットワークの利活用)

第2 児童生徒の個性の伸長を図る教育の推進、環境教育、国際理解教育の推進、開かれた学校づくりの推進のため、ネットワークを積極的に利活用するものとする。

(個人情報の発信とその範囲)

第3 ネットワークを通じて、児童生徒の個人情報を発信する場合は本人及び保護者の同意を、教職員の個人情報を発信する場合は本人の同意を得るものとする。ただし、ネットワークを通じて発信できる個人情報の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 児童生徒及び教職員の写真及び氏名(児童生徒の写真については教育活動の様子を伝えるものとし、氏名との同時掲載はしない。)
- (2) コンピュータソフトウェア、文芸、音楽、美術、工芸及び書道等の作品及びその説明並びに作者の氏名
- (3) レポート、論文、作文等及びその説明並びに作者の氏名
- (4) 課外活動、スポーツ競技及び各種コンクール等の参加記録及び氏名
- (5) 研修等で招いた講師等の職名、氏名及び講演の内容
- (6) その他学校長が特に必要と認めるもの

(リンク)

第4 ホームページにおけるリンクについては、相手先の了解を得るものとする。ただし、県内の県立学校間にあつてはこの限りでない。

(セキュリティの確保)

第5 ネットワークの利活用にあたっては、個人情報及びデータなどの紛失、破損、不正な複写、盗難等の防止に努めるとともに、次に掲げる障害に対して適切な予防及び回復のために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 外部からの不正な侵入

(2) 外部からのウィルスの混入

(教職員による指導等)

第6 ネットワークの利活用にあたっては、児童生徒に対し、人権及び知的所有権への配慮について指導するとともに、著作物及び記録媒体等の適正な取扱いに努め、情報モラルのかん養を図るものとする。

2 ネットワークを通じた情報の発信については、教職員が十分な指導を行うとともに、ホームページへの掲載については学校長の許可を得て行うものとする。

3 教育上有害な情報の取り扱いについて適正な指導を行うものとする。

(補則)

第7 この要綱に定めた事項については、学校教育におけるインターネット等の利用の進展に伴い、必要に応じて見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成10年8月1日から施行する。